

茨木労働基準監督署発表  
令和8年2月6日

【照会先】  
茨木労働基準監督署  
072-604-5308

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (労働者死傷病報告を行わなかった疑い)

令和8年2月6日、茨木労働基準監督署（署長 岡崎 隆之）は、下記のとおり、株式会社光輝工業ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

- （1）株式会社光輝工業（以下「被疑会社」という。）  
本店所在地 大阪府高槻市唐崎北  
事業内容 土木建築工事業  
(2) 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

#### 2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aとともに  
労働安全衛生法違反  
同法第100条第1項  
労働安全衛生規則第97条第1項  
同法第120条第5号(罰則)  
同法第122条(両罰)

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の代表取締役として同社の施工業務及び官公庁に対する報告等の業務を統括する者ですが、令和7年2月1日、大阪府茨木市所在の建設現場において、被疑会社所属の労働者Bが、休業4日以上を要する労働災害に遭ったにもかかわらず、遅滞なく、茨木労働基準監督署長に対して同災害に係る労働者死傷病報告を行わなかった疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

- (1)令和7年2月1日、大阪府茨木市所在の建設現場において、労働者Bが車道上の清掃作業に従事していた際、被疑会社所属の労働者Cが運転するドラグショベルに両足をひかれ、負傷するという災害が発生しました。
- (2)労働安全衛生法では、労働災害により労働者が負傷し、休業を4日以上要した場合、事業者は所轄労働基準監督署長に対して、遅滞なく、労働者死傷病報告を行わなければならないことなどが規定されています。
- (3)適用法条文は、別紙のとおり。

## ○労働安全衛生法（抜粋）

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ○労働安全衛生規則（抜粋）

第97条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名